

令和 6 年

第 1 回熊取町議会臨時会会議録

令和 6 年 5 月 27 日開会

令和 6 年 5 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

令和 6 年 5 月臨時会会議録目次

(5月27日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	1
町長挨拶	2
行政報告	2
1. 報告第 1 号 損害賠償に関する専決処分報告について	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
提案理由説明	
議案第32号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	3
質 疑	6
採 決	6
議案第33号 令和 6 年度熊取町一般会計補正予算（第 1 号）	6
質 疑	6
採 決	14

第 1 回熊取町議会臨時会（第 1 号）

令和6年第1回臨時会会議録（第1号）

月 日 令和6年5月27日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総 務 部 長 永橋 広幸
総 務 部 理 事 井口 雅和	住 民 部 長 木村 直義
健 康 福 祉 部 長 野原 孝美	健康福祉部統括理事 石川 節子
都 市 整 備 部 長 白川 文昭	会計管理者兼会計課長 根来 雅美
教 育 次 長 巖根 晃哉	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 東野 秀毅	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

議案第32号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第33号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

令和6年第1回熊取町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案されます諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回熊取町議会臨時会を開会いたします。

（「10時30分」開会）

議長（河合弘樹君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和6年3月定例会に報告いたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和6年3月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本臨時会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい折にもかかわらず議案審議のためにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げております議案でございますが、税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてのほか、補正予算につきましては令和6年度熊取町一般会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページをお願いします。

専決処分日は、令和6年4月22日でございます。

相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

概要でございますが、平成29年11月から令和5年8月までの間、町が発行する高齢者見守りネットワークのチラシに相手方が著作権を有するイラストをその使用許可を得ることなく使用し、著作権を侵害したものでございます。損害賠償額は、使用料として40万円でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から弁護士費用も合わせて補填を受けるものでございます。

今後このようなことがないように、令和5年8月にイラストや画像等の使用方法の徹底について全庁的に注意喚起を行っており、イラストを使用する際は利用規約内容を確認の上使用するよう徹底してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席5番 坂上昌史議員、議席1番 文野議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。
議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

本日 5 月 27 日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員 6 名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和 6 年第 1 回熊取町議会臨時会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日 5 月 27 日の 1 日間といたします。

次に、議事日程につきましては、議案書に記載のとおりといたします。

なお、本臨時会に提出されております議案は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 5 月 27 日の 1 日間と決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第 3 議案第 32 号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第 32 号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。

令和 6 年 3 月 31 日専決、税条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、資料の新旧対照表によりご説明をいたします。新旧対照表の右が改正前、左が改正後となります。

資料 14 ページをごらんください。

第 24 条です。寄附金税額控除に関する規定について、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定が整備されたことにより、改正を行うものでございます。

次に、15 ページをご覧ください。

第 46 条です。町民税の減免に関する規定について、今般の能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害が生じた際においては、被災地において、災害減免の適用が明らかな場合には、職権による減免規定を設けることによって、申請書の提出を省略することや申請時期を延長するなど柔軟な運用ができるよう、減免申請に係る例外規定を設ける改正を行うものでございます。

続きまして、第 62 条でございます。固定資産税の非課税申告に関する規定において、私立学校法が改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

次に、17 ページ、第 77 条及び第 115 条でございます。固定資産税及び特別土地保有税について、先ほどの町民税の減免と同様に、職権による減免を可能とする改正を行うものでございます。

次に、18 ページでございます。

附則第 8 条の 2 でございます。公益法人等に係る町民税の課税の特例について、課税標準の計算を定める規定を削除するものでございます。

附則第 9 条の 2 でございます。令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例について、法

規定の新設に合わせ、新設するものでございます。

次に、20ページでございます。

附則第10条です。法附則第4条の4で規定されていた特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、1つ前の令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例の規定が法附則第4条の4として加えられたことから、法附則第4条の5に条ずれするものでございます。

同じく、20ページでございます。

附則第13条の5でございます。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の減税を行ういわゆる定額減税に係る対象者及び令和6年度分個人町民税の所得割からの特別税控除に関する規定を追加するものでございます。

続きまして、21ページから23ページでございます。

附則第13条の6となります。先ほどの定額減税に伴い、令和6年度分個人の町民税の納入通知書に関する特例といたしまして、普通徴収に係る各納期の納付額の記載等についての規定が新設されたことに伴い、新たに追加するものでございます。

続きまして、24ページから30ページとなります。

附則第13条の7でございます。こちら、定額減税に伴い、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例について、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定が新設されたことに伴い、新たに追加するものでございます。

同じく30ページでございます。

附則第13条の8となります。こちらは、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除について、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者に係る1万円の定額減税の規定が新設されたことに伴い、新たに追加するものでございます。

次に31ページ、附則第14条第2項となります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、特別税額控除額の算定に係る所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替えを行うものでございます。併せて条ずれに関する改正を行うものでございます。

次に、31ページから33ページになります。

附則第16条の2でございます。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定及び「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するとともに、併せて項ずれに関する改正を行うものでございます。

同じく、33ページになります。

附則第16条の3でございます。新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告のうち、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合においても一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を新設するとともに、項ずれに関する改正を行うものでございます。

続きまして、35ページから40ページでございます。

附則第17条の2、附則第17条の3、附則第17条の4、附則第17条の6でございます。こちらは、固定資産税の特例に関する規定について、3年に一度の評価替えに対応するものでございます。それぞれ年度の表記を更新するものでございます。

次に、40ページでございます。

附則第18条の2及び附則第18条の2の2でございます。こちらは、条番号の表記に係る所要の改正を行うものでございます。

続きまして、附則第19条の2となります。上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特

例に関する規定のうち、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正を行うものでございます。

続きまして、41ページでございます。

附則第20条となります。土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定のうち、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正を行うものでございます。

続いて、同じく41ページ、附則第21条となります。長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定のうち、特別税額控除の対象となる所得割の額につきまして、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正を行うものでございます。

次に、42ページでございます。

附則の第25条になります。一般株式等に係る譲渡所得等に関する個人の住民税の課税の特例について、特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正でございます。

続きまして、43ページでございます。

附則第31条となります。先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正でございます。

続いて、43ページとなります。

附則の第32条でございます。特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定のうち、特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定を改正するものでございます。

次に、44ページでございます。

附則第32条の2となります。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定のうち、特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正でございます。

議案書の13ページにお戻り願います。

こちら、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条は町民税に関する経過措置で、町民税に係る寄附金税額控除等に関する規定については、令和5年度分までの寄附金については従前の例によるものとするものでございます。

第3条でございます。固定資産税に関する経過措置でございます。第1項につきましては、新条例は令和6年度から適用し、令和5年度分までの固定資産税については従前の例によるものとするものでございます。第2項は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税は、従前の例によるものとするものでございます。第3項です。平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧附則第15条第25項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税は、従前の例によるものとするものでございます。第4項です。都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税は、従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第4 議案第33号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第33号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、ブルーベリー農園の第3農園に係る果樹農園支援事業補助金を増額するものでございます。

それでは、内容を説明してまいります。

議案書1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億8,661万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金のくまとりふるさと応援基金繰入金90万7,000円の増額につきましては、果樹農園支援事業補助金に充当するものでございます。

続いて、歳出でございますが、8ページ、9ページをご覧ください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域活性化事業、果樹農園支援事業補助金90万7,000円の増額につきましては、第3農園の本年度の収穫に必要なものとしていたしまして、ブルーベリーを冷凍保存するための冷凍設備の購入及び選別作業を行うための選果場として農業倉庫やスポットクーラーの借入等を行うため、補助支出するものでございます。

以上で、議案第33号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）今のご説明の9ページに果樹農園支援事業補助金で90万7,000円補正されているんですが、今ちょっと説明は、ざくっとした冷凍設備、選果場、スポットクーラーという説明だった

んですけれども、具体の内訳を教えてくださいたいと思います。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）今回の補正内容の詳細といえますか、具体的な内訳についてでございます。

今回上程させていただいている補正内容につきましては、ご承知のとおり、今年の6月から8月にかけて初めて第3農園での出荷用の収穫が始まるということになってございます。それが始まるに伴う経費ということで計上させていただいたものでございます。

具体的な内容につきましては、まず1点目といたしまして、収穫したブルーベリーを保存するための冷凍設備が当然のことながら現時点でございません。新たに購入する費用として60万円を計上してございます。その60万円の内訳でございますが、まず1つが急速冷凍用のフリーザー1台分、こちらが費用といたしまして55万円、それと冷凍したブルーベリーを保存する冷凍ストッカー、保存用でございますが、1台分に係る費用が5万円で、計60万円を計上してございます。

なお、冷凍設備につきましては、いわゆる通年での提供が可能となるということで、NPOのほうにおかれましても販路拡大に様々取り組んでいただいていると、そういった中での一つにつながるのかなというふうにも考えているところでございます。

それと、次に2点目でございます。選果場の代替施設の経費ということで30万6,900円を計上してございます。内訳といたしましては、第3農園の収穫後、選別作業やパック詰めなどの作業を行う場所がございません。こちらの作業場の予算につきましては、当初予算のほうでも先ほどの冷凍設備と一緒にございまして計上させていただいておったんですけれども、もうこの時点になりますと、どうしても作業場の建築は収穫にはもう間に合わないということになってございますので、今回、第3農園に隣接しております個人所有でございます農業用倉庫を3か月間借り上げる費用といたしまして、まず賃貸料が月2万円でございます。それと合わせまして電気代でありますとか、その農業倉庫にはおトイレも完備されているということで、おトイレのほうも使用させていただくということで交渉を進めていただいております。それを粹取りで、電気代とトイレのくみ取り、これ粹取りになるんですけれども月1万円、それで合計月3万円の3か月分で9万円となっております。あと、当然夏場での非常にちょっと暑い中での作業になります。それとまた、農業用倉庫ということで、もともとそういった熱中症対策などの設備が全くございませんので、そういった対策ということでスポットクーラーのレンタル費用などで21万6,900円を費用として計上させていただいてございます。

なお、この粹取りの部分につきましては当然今現時点では費用が分かりませんので、これは補助金ということで一旦概算払いをさせていただいて、後ほど精算という形を取らせていただく予定となっております。

内訳については以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13番（田中圭介君）この修正動議がかかったということでのこの臨時会を開いての補正予算ということと認識しております。

この選果場に限ってですが、今、野外活動のところで職員というか向こうの方がおっしゃられていたんですけれど、指導室というところがあるんですかね。そこの中ではこの選果作業というのはいきなりですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）選果作業の件なんですけれども、まずもって今、第1、第2農園の分でも一部販売に回したということで、その選果作業につきましても、議員おっしゃっているのは会議室のような部屋でございすね。そちらのほうでも利用をするのではなくて、農園の片隅で、隅のほうで机を置いて作業をしていただいたというふうに聞いてございます。

当然のことながら、野外活動ふれあい広場の会議室というのはそもそも、当たり前ですけれども、施設であるということで、ましてや6月から8月となりますとやっぱり利用者が非常に多い時期に

も重なってきます。当然、和田山Berry Parkのブルーベリー狩りのほうも7月初旬からもう始まるということで、非常に多くの利用客が見込まれている状況の中で、そういった中で、そもそも野外活動ふれあい広場の施設ということになってございますので、それでまた農園も離れているということもございます。そういったことも含めまして今回、第3農園に隣接する農業倉庫を所有者のご理解をいただいて取りあえず、この6月、8月の初めて収穫を迎える、ここを何とかNPOのほうでいろいろ考えていただいて乗り切っていただくという形での借り上げでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

あと、スポットクーラーなんですけれど、これ選果場に置くというところで、選果作業が終わった3か月間後は、このスポットクーラーはどこに持っていかれるんですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）スポットクーラーにつきましては、レンタルで3か月間を予定してございます。

ただ、今の状況でいったら当然スポットクーラーも必要ないんですけれども、その時期の状況を見ながらレンタルで対応させていただく予定でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）あと、冷凍庫関係ですよね。急速冷凍庫とストッカー、これはどこに置かれるんですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）まず、一旦は借り上げている農業用倉庫を、これも農業用倉庫の所有者のご理解をいただいて、隅に置かせていただきます。

あと、それ以降でございますね。収穫が終わった後の、NPOと農業倉庫の所有者のほうで今ご協議いただいているんですけれども、本来、その農業倉庫というのは水稻、お米の専用の倉庫になってございますので、どうしても9月、10月ぐらいからはかなり使用頻度が高くなるんですけれども、隅のほうに何とか冷凍ストッカーを置かせていただけないかというのも併せて今交渉のほうをお願いしている状況でございます。何とか置かせていただくことも可能なかなというふうに一定のご返事はいただいているようでございますけれども、基本的には今回お借りする農業倉庫のほうで一旦は置かせていただくという、これはもうあくまでもご協力の範囲になって、所有者のほんまに好意で置かせていただくというような状況でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）所有者のご好意で置かせていただけるのはすごくありがたいと思うんですけれど、それに対しての電気代とか、またかかってきますよね、年間。これはどういうふうに考えていますか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）先ほど申しましたように、粹取りで一旦は予算のほうを今回計上させていただいてございます。その中で、電気代が一体どれだけ必要になるのか全く分からない状態でございます。

また秋になると当然水稻のほうの分でも電気を使うと思いますので、そこはちょっとまだ具体的には決めていないんですけれども、これは所有者との協議の中で、予算の中でお支払いする分はお支払いするという事になろうかと思ってございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、延々と言ったらあれですけど、第3農園があるうちはずっとその所有者のところに置かせていただくという認識でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）作業場、選果場につきましては、今回修正動議ということで減額になっている

ということも踏まえまして、やはり私どもとしましてもすぐに、当然選果場は必要であるというふうには十分認識してございます。運営主体でございますNPO法人、これも非常に作業場がないということで、非常に熱い思いでございました。

ただ、町といたしましては、今回、議会のほうからの修正動議が可決されたということを踏まえた上で、今回はとにかく収穫が目の前に迫っている臨時的な措置というふうな認識をしてございますので、作業場につきましては今後、整備に向けてそこは検討していくというふうに考えているところでございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そしたら、修正動議で出したような選果場をまた後々考えてくるという感じでしょうか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） その内容、どの程度のものが本当に適切なのかということも含めまして、町どもと現事業主体でございますNPO法人のほうと再度またゼロベースで、もう一度協議のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 大阪には、ブルーベリーといったら高槻市ですかね。あと枚方市、岬町にもあると思いますが、ここで税金を投入しているところって恐らくないと思うんです。いつまでこれ税金を投入し続ける予定なのか、ちょっと分かっていたら教えていただきたいなと。

なぜかという、どこのところも民間の方がやっておられ、それに対して高槻市も、知り合いの議員に聞きましたが、一切税金は投入していないと。その代わり、観光で需要があるのでホームページ等をサポートはするということで、熊取町のみが税金を投入し続けているように思うんですね。それをどこまでする予定なのか、今分かっている範囲で教えてください。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） 農園の運営支援事業につきましては、もう既に2月20日の議員全員協議会のほうでお示しさせていただいている今の見込みでいきますと、これはあくまでも第3農園の拡張も含めてというところではございましたけれども、令和9年度からの自走化に向けて現在取り組んでいるというのが2月20日の議員全員協議会での説明であったと思います。

ただ、第3農園の拡張ということも今回は見送りとなつてございますので、こちらにつきましても再度この自走化に向けて、まずは今年度、議員皆様からおっしゃっていただきましたように、今年度が初めて第3農園でのブルーベリーの出荷が始まるというところではございますので、そういったところも見極めながら、どれだけの販路拡大ができるのか、そういったところも含めてもう一度シミュレーションはしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

税金の投入というところがございましたけれども、やはり、議員もおっしゃっていただきましたように、まずは観光農園ということで、ブルーベリーのまち熊取、そちらを広く周知して熊取町のほうに足を運んでいただくと。その次に、やはり販路開拓によって一定様々な取引、販路ができてくれば、近いうちには自走化していただけるのではないかなというふうには考えているところでございます。

当然、ブルーベリー農園、これ初期費用がかなりかかってくるのは事実でございます。そういった町の税金での側面支援という形になるんですけれども、実際動いていただいている現運営主体のNPO法人グリーンパーク熊取、この熱意というのも非常に熱いものがございますので、いつまでも、ちょっと言い方はあれなんですけれども、税を投入して運営していこうという気持ちは一切持っておられないです。何とか自走化に向けて頑張ろうという非常に熱い思いを持って活動していただいておりますので、そこまでは町としても十分な、側面ではございますが支援を続けたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。ちょっとまた一般質問みたいになってくるんで、また別の機会にやらせていただきます。

前の説明のときに、僕が今現在14社に今年の数量、幾ら欲しいかというのをアンケートを取っているのを今日提出お願いしますと言うとったんですけど、それ、どれぐらいの数量を皆さん求めていますか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）先日、議員のほうから説明の後にご質問いただいた分でございます。こちらにつきましては、昨年にブルーベリーの利用実績があった業者、議員おっしゃるように14社、そちらのほうに聞き取りを行ったところ、今年度の希望量の合計は420キログラムとなっております。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）420キログラム、14社で。一番多いところやったら何キロあったんですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）希望でいきますと、大体、一番多いところで希望量が50キロでございます。これは加工用ということで50キロの希望量がございました。一番多いのは、クラフトビール用のブルーベリーと、もう一つがジェラートでございますね。そちらが50キロとなっております。あとは、当然のことながらグリーンパークのほうでもいろいろ販売、コンポート、それと今年度からジャムの加工品も加工販売に入りますんで、そちらのほうで200キロを確保という形になってございます。あとは大体20キロから10キロといったような希望量でございました。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）それって僕らに見せてくれることってできるんですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）表のほうはまたお示しさせていただきます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと1点だけ、スポットクーラーなんですけれど、これ1台だけでしょうか。台数を聞いていなかったと思うんですけれども、お願いします。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）スポットクーラーにつきましては、この補正予算の中身は2台と、あと公共用の扇風機も2台を一旦見積りを取りまして、今回の補正予算の中に計上させていただいてございます。こちらにつきましては、やっぱり初めてのことになりますので、一旦はスポットクーラー2台、扇風機2台になっておりますけれども、ここは借り上げる時期も含めまして状況を見ながら、NPOのほうと協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君）冷凍設備についてなんですが、急速冷凍庫と通常の冷凍のストッカーということなんで、認識の確認なんですが、収穫したものを急速冷凍庫でまずは冷凍した後、ストッカーのほうで保管しておくという認識で合ってますか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）議員おっしゃるとおりでございます。まずは急速冷凍によりまして、要は生食用、生食でも基本的には1年ぐらいいはもつというふうに言われてございます。ですので、当然ここは販路拡大等も含めましてなんですけれども、議員おっしゃるように、一旦急速冷凍したものをもう一台のストッカー、これ、マイナス20度から30度で保管できるストッカーなんですけれども、そちらのほうで保存すると。できるだけ新鮮な生食といいますか、加工用じゃない生食でもご提供できるような形を取らせていただくと。そのためにはNPOのほうもいろいろ販路拡大に向けて取り組んでいただけるというふうに思っているところでございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）必要であれば購入することに特に反対はないんですが、収穫の期間が6月から8月の間で、当然、であれば急速冷凍庫を使用するのも6月から8月の間なのかなと。基本的に、保管用のストッカーについては年間を通して使用しているという認識をしているんですが、急速冷凍のほうは、取ったものをその場で急速冷凍をさせるだけであれば、使用は6月から8月、遅くても9月ぐらいまでの使用になるのかなというふうに思っているんですが、じゃ、言ったら10月から5月の間使わずに置いておくのがもったいないので、ほかの熊取町でふるさと納税の返礼品として急速冷凍すれば出せるようなものがあるのであれば、その方たちも使用できるような環境を整えていただけないものかなと。

当然、今ふるさと納税の返礼品が数が減って寄附額も落ち込んでいるという中で、例えば今思いつくのはぱっと出てこないですが、食品であれ何であれ急速冷凍が可能なものであって返礼品として出せるものがあれば、それを使わせていただくということは可能ですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）ちょっと非常に細かい答弁になってしまうんですけど、まず、この急速冷凍の今現在購入を考えているスペックを見ますと、急速の冷凍機能だけではなくて冷蔵機能も備えてございます。ですので、ここはちょっと収穫量にもよるんですけども、まずは冷蔵用として利用することは可能となっております。

その上で、もし何も利用がないということにたとえなったとしても、そもそも今回の冷凍設備についてはあくまでも果樹農園の分ということで補助をさせていただいてご購入いただく分でございますので、基本的には今回の果樹農園のブルーベリーの分で使用するという形を取らせていただきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）私のほうから少しだけ補足だけ、ふるさと寄附の件で、現在、ブルーベリーの生食用、これも商品としてございます。あとはジェラートですとか説明がありましたシャーベットですとか、加工のものでございます。大体、件数でいきますと、R5年で生食が5件、加工品が全体で13件というふうなボリュームです。生食用につきましてはNPO法人のグリーンパークに提供いただいているものでございます。もちろん活用いただけるものと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）思っているのが、ブルーベリー以外のものも可能なのかなと。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）しゃくし定規に言うと、補助金ですので、その所有権はどこにあるのかというと補助を受けた団体になります。その辺は、もちろん100%補助であるという部分も含めてご協力いただけるものと考えております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ふるさと納税の返礼品が減って寄附額も減っている中ですので、広く熊取町でふるさと納税の返礼品にできるようなものを募集できるのであれば活用していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）質疑というか意見的なものになるかと思うんですが、今回この予算の中で上がってきたときには、まず、第3農園の収穫が目に見えている中で、まだどれだけ収穫できるかも分からない中で、拡張する分が予算の中で入ってきたというところが一番ちょっと私たち議会とすれば町民に説明できないというところで修正という形で言ったんですが、今回これ上がってきている分は選果場についての予算ですよね。それで、これはだから臨時的な措置だと。今、第3農園から収穫されるのは、一応300キロぐらいですか、グリーンパークに聞きましたら300キロ第3農園で収穫される見込みやとおっしゃってましたが、それが収穫されるところでの選果場が、今すぐ必要だとい

うところで、この臨時議会で今90万7,000円予算を上げていただいて、臨時的なものだということですが、今後どうするのかというところ、これからの収穫も見て、また販路拡大も見て検討するというのでしたので、そのことについてはしっかりと検討していかないとはいけないかと思いますが、選果場はやっぱり確かに必要かと思います。

繰り返して言いますが、今回、拡張部分が一緒に予算に上がってきたからちょっと問題やったんですけども、その拡張する部分につきましても、先般視察させてもらったときに、ここ、この費用を、拡張するのに工事費用が1,813万2,000円上がってきていたと思うんですけども、素人目で土地を見させていただいたときに、本当にそこをブルーベリー農園として拡張するにあたる土地なのかなというところがちょっと理解できにくいなと思ひまして。私たち、今休耕地で、熊取のブランド化としてブルーベリーを栽培することにつきましては反対ではないんですね。一部の町民の方が、議会が反対しているからブルーベリーを作られへんのかというふうに私たち議会に意見されたんですけども、私たちはブルーベリー農園に反対しているのではなくて、今この観光農園として取り組んでいただいている、本当にグリーンパークが一生懸命やっけていただいている、その分は本当にありがたいなというふうに思っております。さらにブルーベリーをブランド化するのであるならば第3農園を賛成させていただきました。

次に、拡張という分につきましては、新規就農者、また休耕地、今、町では耕作放棄地というか休耕地になっているところがたくさんあります。遊休農地が1.85ヘクタールある中で緑区分となっている遊休農地、すぐに農地として転用できるというところが1.25ヘクタールあるというふうに農業委員会のほうで資料を頂いているんですが、それだけの休耕地がある中で、まず今、新規就農者を募って、そこからブルーベリーを収穫する、そういったことを進めていくことが熊取町の農業振興になるんじゃないかというところで、今回の修正案を出させていただいた分の理由の一つに上げさせていただいております。

ですので、その辺のところをもう少し、今ご説明いただいた中ではグリーンパークの自走化を推進するとおっしゃっていただきましたが、そうじゃなくて、本当に熊取町の農業振興を推進するために、今休耕地となっているところにブルーベリーを栽培し、さらに新規就農者を育成し、そういったところで農業振興を推進していくことを私たち議会としては要望させていただき、修正させていただいたということをご理解いただきたいと思いますというふうに思っておりますので、その辺のところはどのように考えているのか、教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） 議員ご指摘の遊休農地が、多分おっしゃっているのは成合地区のほうのことだなというふうに認識してございます。

いわゆる担い手不足ということで今後遊休農地が拡大していくと。そんな中で新規の就農者の育成というのが非常に喫緊の課題であるということは、十分我々のほうも認識してございます。

ただ、ブルーベリー栽培となりますと、当然なりわいとして生計を立てていただくというためには、まずは現運営を担っていただいているグリーンパークが先ほど言いましたように自走化することによって、やはり収益性が上がるんだといったところも、一定そのためには当然のことながら販路を拡大といいますか、きちっと需要と供給、一定の需要があるといったような状況もつくっていただくというのが、それに向けて積極的に今も取り組んでいただいている状況でございます。そういった状況を町としてもまずは支援していくといったところが重要ではないのかなというふうに考えてございます。

我々も、できるだけ若い方での農業者の方もいらっしゃいますので、当然これもまた初期投資としては非常に費用がかかる分でもございます。これはまだ内部での話なんですけれども、もし新規就農者がブルーベリーの栽培をとったときには、一定、例えば産業活性化基金を利用した助成であるとか、そういったものを含めていろいろの面で検討はしていかないとはいけないと。

当然のことながら、ずっと未来永劫今のグリーンパークが担っていただくというのも非常に難し

い状況であるというのは十分認識しておりますので、今のグリーンパーク、今ブルーベリーの運営に携わっている方には、要は次の人材の育成というところに回っていただけるような形が取ればなというふうに考えているところでございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） グリーンパークに負担をかけ過ぎないようにしていただきたいなと。観光農園で本当に熊取町をPRしていただいていますのでね。その中で、やっぱり次の、今第3農園の収穫をまずやって、それでまた販路拡大して、まずそういった実績、収益をつくっていったから、拡張につきましては販路、今言う休耕地、そういったところも併せて検討していただきたいなというふうに要望しておきます。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13 番（田中圭介君） すみません。1 点だけちょっと聞き忘れたことがありますして、第3農園の摘み取り、また選果をする方はグリーンパークの方でよろしいんですかね。何かアルバイトを雇うみたいなことを聞いたんですけど、その辺はどういう感じですか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） 今現時点で、グリーンパークの方で第3農園をご担当されている方と、あと議員おっしゃるように摘み取りのアルバイトの方を雇用するというふうには聞いてございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13 番（田中圭介君） そのアルバイト代はどこから出ますか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） この分につきましては、果樹農園の今回補正予算を上げております補助金の中の当初分に、もうその部分は労務費として入ってございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13 番（田中圭介君） もともと、そしたらアルバイトを雇っての予算が入っていたということですかね。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） その分の労務費といたしまして、第3農園に係る分で6月から8月頃にかけて、9月もちょっとかかるんですけども、約90日間第3農園で摘み取り作業のほうに従事していただく予算といたしまして、6月から8月までの90日間の分で113万4,000円、こちらのほうを当初の果樹農園の運営の補助金で計上してございました。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13 番（田中圭介君） それ、1 人時給お幾らぐらいの計算でやってますか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） こちらのほうにつきましては、時給、これはNPOの会員の方も入っているということで、一旦は700円で計上しております。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。多和本議員。

2 番（多和本英一君） 質問というよりも、私からも要望みたいな形になるかと思うんですけども、私自身、第3農園の拡張には、今期の収穫量が確定していないであったり未来像が見えにくいであったり、時期尚早ではとの理由で予算に対しての修正案に賛成をさせていただきました。

しかし、その後度々現場のほうを見させていただき、熊取町の特産品、名産品を作るに当たって新たな代替案も考えることができず、今まで投入した税金についても農園であったりノウハウが財産として残ってきているのかなというふうに思います。

今期予定している収穫量達成のためにも今回の物品や設備は必要だと考えますが、後継者も含めてノウハウを今後どのように活用していくのか考える必要があると思いますので、その点についてよろしくお願いします。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和6年度熊取町一般会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君)以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、町政発展のため引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長(河合弘樹君)これをもって、令和6年第1回熊取町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時36分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年5月27日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

議 員

坂 上 昌 史

議 員

文 野 慎 治